

「坂城町組織規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

坂 城 町 長

坂城町規則第 19 号

坂城町組織規則の一部を改正する規則

坂城町組織規則（昭和51年坂城町規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条関係）

課	係	分掌事務
総務課	総務係	(1) 議会の招集及び提出議案に関すること。 (2) 議会政務活動費に関すること。 (3) 秘書、渉外に関すること。 (4) 儀式に関すること。 (5) 表彰及び栄典に関すること。 (6) 条例、規則その他令達に関すること。 (7) 公告式に関すること。 (8) 公印の管守に関すること。 (9) 情報公開に関すること。 (10) 行財政改革に関すること。 (11) 行政不服審査に関すること。 (12) 災害対策本部の設置に関すること。

	(13) 選挙管理委員会に関すること。 (14) 監査委員に関すること。 (15) 行政改革審議会に関すること。 (16) 特別職報酬等審議会に関すること。 (17) 職制及び職員定数に関すること。 (18) 職員の任免、進退、賞罰及び身分に関すること。 (19) 職員の給与、勤務時間に関すること。 (20) 職員の服務、研修及び人事評価に関すること。 (21) 職員の福利厚生に関すること。 (22) 職員団体及び互助団体に関すること。 (23) 職員の共済及び年金に関すること。 (24) 職員の公務災害補償に関すること。 (25) 官報、県報及び共用図書に関すること。 (26) 文書等收受、配布、発送、審査、保存及び整理等に関する こと。 (27) 金銭物品等寄付募金に関すること。 (28) 自衛官の募集に関すること。 (29) 庁舎の取締、管理及び営繕に関すること。 (30) 公用車の管理に関すること。 (31) 安全運転管理に関すること。
--	---

		(32) 課内の他の係の所管に属さないこと。
	財政係	(1) 町財政計画に関すること。 (2) 予算案の編成、予算の執行計画に関すること。 (3) 交付税、町債に関すること。 (4) 一時借入金に関すること。 (5) 財政状況の公表に関すること。 (6) 財政の調査分析及び財務制度に関すること。 (7) 固定資産評価審査委員会に関すること。
	税務係	(1) 税制度、税務事務の企画、推進に関すること。 (2) 町県民税に関する所得調査及び賦課調定に関すること。 (3) 軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税、国民健康保険税、介護保険料に関する調査及び賦課調定に関すること。 (4) 税務統計及び諸報告に関すること。 (5) 町税等の証明に関すること。 (6) 税務相談に関すること。 (7) 原動機付自転車の取得、廃車及び異動に関すること。 (8) 利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金の調定に関すること。 (9) その他税事務に関すること。
	固定資産	(1) 固定資産税に関する調査、評価及び賦課調定に関するこ

	税係		と。 (2) 固定資産台帳の整備及び保管に関すること。 (3) 固定資産課税台帳等の閲覧及び縦覧に関すること。 (4) 固定資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。 (5) 固定資産税等の証明に関すること。
	収納推進係		(1) 町税等の徴収に関すること。 (2) 町税等の督促、滞納整理及び滞納処分に関すること。 (3) 町税等の徴収嘱託及び市町村税の受託に関すること。 (4) 納税証明に関すること。 (5) 納税奨励啓発及び報償に関すること。 (6) 収納推進対策会議に関すること。
企画政策課	ウェルビーイング推進室	まち創生推進係	(1) 自律のまちづくり推進に係る総合調整に関すること。 (2) 行政区域及び行政区画に関すること。 (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。 (4) コミュニティに関すること。 (5) 行政協力員に関すること。 (6) 町単土木補助事業等地区要望の調整に関すること。 (7) 地域建設計画に関すること。 (8) ボランティア活動の調整に関すること。 (9) 広報、広聴の活動に関すること。

		(10) 情報通信に関すること。 (11) 防災行政無線（同報系）に関すること。 (12) 行政施策の普及に関すること。 (13) 報道機関との連絡に関すること。 (14) 主要なイベントの調整に関すること。 (15) 国際交流に関すること。 (16) その他地域づくりの総合調整に関すること。 (17) 町長が特に命ずる事項に関すること。
	企 画 調 整 係	(1) 総合計画の策定に関すること。 (2) 総合計画審議会に関すること。 (3) 町重要施策の計画及び調整に関すること。 (4) 町の重要プロジェクトの推進に関すること。 (5) 産学官の連携の調整に関すること。 (6) 広域行政に関すること。 (7) 広域市町村圏計画に関すること。 (8) 中部圏地域開発計画に関すること。 (9) 国土利用計画及び土地利用計画に関すること。 (10) 総合教育会議に関すること。 (11) 買収申出土地に関すること。 (12) 指定統計等統計調査に関すること。

		(13) (株) 坂城町振興公社に関する事。 (14) 課内の他の係の所管に属さない事。
	人権・男女共生係	(1) 男女共同参画に関する諸施策の企画及び連絡調整に関する事。 (2) 女性の地位の向上及び社会参加に関する事。 (3) 人権同和啓発の推進と関係各課等の連絡調整に関する事。 (4) 人権擁護委員に関する事。 (5) 差別撤廃人権擁護審議会に関する事。 (6) 同和地区住宅新築資金等に関する事。 (7) 解放子ども会の運営に関する事。 (8) 同和対策集会所に関する事。 (9) 隣保館に関する事。
	契約・管財係	(1) 契約事務に係る総合調整に関する事。 (2) 入札参加資格業者の登録に関する事。 (3) 業者の選定に関する事。 (4) 公有財産（基金に属する財産を含む。）の総括に関する事。 (5) 普通財産の取得管理及び処分に関する事。 (6) 普通財産の貸付け及び処分に関する収入金の調定に関する事。

		(7) 土地開発公社に関すること。
	D X 推進 室	(1) デジタルトランスフォーメーションに係る施策の企画及び推進に関すること。 (2) 電子計算組織の管理運営に関すること。 (3) 社会保障・税番号制度に係る総合調整に関すること。 (4) 上記に関して、町長が特に命ずる事項に関すること。
住 民 環 境 課	住民係	(1) 戸籍に関すること。 (2) 住民基本台帳に関すること。 (3) 印鑑の登録及び証明に関すること。 (4) 埋火葬許可に関すること。 (5) 人口動態調査に関すること。 (6) 国籍得喪に関すること。 (7) 身元調査に関すること。 (8) 犯罪人名簿に関すること。 (9) 自動車臨時運行許可に関すること。 (10) 国民年金に関すること。 (11) 個人番号カードの交付等に関すること。 (12) 課内の他の係の所管に属さないこと。
	環 境 保 全 係	(1) 環境保全及び環境美化に関すること。 (2) 自然保護に関すること。

		(3) 開発規制に関すること。 (4) 地下水保全に関すること。 (5) 生活環境保全審議会に関すること。 (6) 公害対策の策定に関すること。 (7) 公害の調査、防止及び調整に関すること。 (8) 環境衛生に関すること。 (9) 一般廃棄物等に関すること。 (10) 墓地に関すること。 (11) 狂犬病予防に関すること。 (12) 化製場等に関すること。 (13) 環境衛生委員に関すること。
	生活安全 係	(1) 交通安全の啓発に関すること。 (2) 交通事故相談及び交通災害共済に関すること。 (3) 交通安全対策会議に関すること。 (4) 交通指導員に関すること。 (5) 防犯に関すること。 (6) 防犯指導員に関すること。 (7) 国民保護に関すること。 (8) 防災の総合調整に関すること。 (9) 消防団等に関すること。

		(10) 消費生活の啓発及び相談に関すること。 (11) 消費生活指導員に関すること。 (12) 省資源、省エネルギーリサイクル資源に関すること。
福 祉 健 康課	福祉係	(1) 社会福祉に関すること。 (2) 福祉委員、民生委員、児童委員に関すること。 (3) 老人福祉に関すること。 (4) ひとり暮らし老人訪問員に関すること。 (5) 老人福祉センターに関すること。 (6) 児童福祉に関すること。 (7) 生活保護に関すること。 (8) 母子、父子、遺児福祉に関すること。 (9) 身体障害者福祉に関すること。 (10) 知的障害者福祉に関すること。 (11) 障害者総合支援に関すること。 (12) 共同作業所に関すること。 (13) 行旅病人及び同死亡人に関すること。 (14) 災害救助に関すること。 (15) 福祉関係のボランティアに関すること。 (16) 戦傷病者、戦没者遺族等援護法等に関すること。 (17) 軍人恩給、遺族扶助料に関すること。

		(18) 戦没者遺族、引揚者、未帰還者の援助に関すること。 (19) 更生保護に関すること。 (20) 社会福祉協議会に関すること。 (21) 課内の他の係の所管に属さないこと。
	保険係	(1) 国民健康保険事業に関すること。 (2) 坂城町国民健康保険運営協議会に関すること。 (3) 介護保険事業に関すること。 (4) 介護保険運営協議会に関すること。 (5) 老人保健福祉計画、介護保険事業計画の策定に関すること。 (6) 介護保険制度に関わる相談及び要介護認定に関すること。 (7) 後期高齢者医療に関すること。 (8) 在宅介護支援センターに関すること。 (9) 地域包括支援センターに関すること。 (10) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療給付に関すること。
	健康推進係	(1) 健康推進及び保健指導に関すること。 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業（医療を除く。）に関すること。 (3) 母子保健に関すること。 (4) 精神保健福祉に関すること。

		(5) 結核予防に関すること。 (6) 感染症予防に関すること。 (7) 予防接種に関すること。 (8) 栄養改善及び食育に関すること。 (9) 食品衛生に関すること。 (10) 医療機関に関すること。 (11) 保健指導員に関すること。 (12) 食生活改善推進員に関すること。 (13) 予防接種健康被害調査委員会に関すること。 (14) 献血に関すること。 (15) 保健センターに関すること。
商 工 農 林課	商 工 観 光 係	(1) 農業と商工業の連携、企画及び調整に関すること。 (2) 商工業の金融及び資金の融資あっせんに関すること。 (3) 商工業振興審議会に関すること。 (4) 中小小売商業の振興に関すること。 (5) 商工会の設立、認可等に関すること。 (6) 商工会その他商工団体との連絡調整に関すること。 (7) 工業技術の振興に関すること。 (8) 工業立地に関すること。 (9) 工業団地に関すること。

		(10) 企業の誘導、誘致及び共同化に関すること。
		(11) 工業製品の販路の拡張及び開拓に関すること。
		(12) 坂城テクノセンターに関すること。
		(13) 観光に関すること。
		(14) 企業内の人権同和教育に関すること。
		(15) (株) まちづくり坂城に関すること。
		(16) 労政に関すること。
		(17) 勤労者福祉に関すること。
		(18) 勤労者総合福祉センターに関すること。
		(19) (財) 更埴地域勤労者共済会に関すること。
		(20) 雇用対策に関すること。
		(21) 労働安全衛生に関すること。
		(22) 鉄の展示館に関すること。
		(23) 地下資源に関すること。
		(24) 貿易に関すること。
		(25) 発明特許に関すること。
		(26) 計量に関すること。
		(27) 火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに関すること。
		(28) 課内の他の係の所管に属さないこと。
	農業振興	(1) 農業委員会に関すること。

	係	(2) 農業振興地域の整備及び管理に関すること。 (3) 国有農地に関すること。 (4) 農業基本対策等の推進に関すること。 (5) 畜産及び水産業に関すること。 (6) 特産品の振興に関すること。 (7) 農作物等の災害対策及び病虫害の防除に関すること。 (8) 農業団体に関すること。 (9) 農業制度資金に関すること。 (10) 農業支援センターに関すること。 (11) ファミリー農園に関すること。 (12) 五里ヶ峰トンネル横坑の活用に関すること。 (13) 農業者年金に関すること。
	農林整備係	(1) 林業委員に関すること。 (2) 農道及び林道の整備及び管理に関すること。 (3) 農業用水路、溜め池の整備、管理及び利用に関すること。 (4) 農地、山林及び農林業施設の災害防止及び災害復旧に関すること。 (5) 土地改良法に基づく、農業協同組合等又は数人が共同して行う土地改良事業の許可等に関すること。 (6) 土地改良事業に関すること。

		(7) 土地改良区に関すること。 (8) 林業振興に関すること。 (9) 林業団体に関すること。 (10) 治水治山及び保安林に関すること。 (11) 町有林の育成管理に関すること。 (12) 農林漁業資金に関すること。 (13) 町単土木補助事業に関すること。 (14) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。
建設課	管理係	(1) 建設事業の調査企画及び調整に関すること。 (2) 建設事業に伴う用地取得及び補償等に関すること。 (3) 道路及び河川の許可に関すること。 (4) 道路台帳の整備及び管理に関すること。 (5) 河川台帳の整備及び管理に関すること。 (6) 建築確認に係る道路証明等に関すること。 (7) 住宅計画に関すること。 (8) 町営住宅の建設及び管理に関すること。 (9) 小集落改良住宅に関すること。 (10) 国、県工事事業計画及び用地、補償に関すること。 (11) 土木、建築関係団体との連絡調整に関すること。 (12) 優良宅地の認定に関すること。

	(13) 道路、河川の愛護に関する事。 (14) 公有財産の登記に関する事。 (15) 土地台帳の整備及び保管に関する事。 (16) 公図の整備及び保管に関する事。 (17) 国土調査に関する事。 (18) 地籍調査に関する事。 (19) 公共基準点の管理に関する事。 (20) 道路及び河川の境界確認に関する事。 (21) 課内の他の係の所管に属さない事。
建設係	(1) 一般土木工事の測量、設計、施工、監督及び検収に関する事。 (2) 道路、河川の整備及び管理に関する事。 (3) 都市施設（都市計画道路等）の整備に関する事。 (4) しなの鉄道駅及び駅前広場周辺整備事業に関する事。 (5) 交通安全施設の整備、管理に関する事。 (6) 河川（農業用水を除く。）の利用に関する事。 (7) 道路、河川の災害防止及び災害復旧に関する事。 (8) 砂防に関する事。 (9) 土砂災害防止対策に関する事。 (10) 町単土木補助事業に関する事。

		(11) 土木施設の維持管理に関すること。 (12) 建設用機械及び車両の管理に関すること。 (13) 水防計画及び指導に関すること。
	都市・公園係	(1) 都市計画に関すること。 (2) 土地区画整理に関すること。 (3) 都市整備及び景観に関すること。 (4) 都市計画施設の区域内の建築等の制限及び許可に関すること。 (5) 風致地区内の建築等の許可に関すること。 (6) 都市計画法の開発行為に関すること。 (7) 都市計画審議会に関すること。 (8) 高速道及び国道バイパスに関すること。 (9) しなの鉄道に関すること。 (10) 町内循環バスに関すること。 (11) 輸送力の増強に関すること。 (12) 屋外広告物に関すること。 (13) 公園緑地の企画及び調整に関すること。 (14) 都市公園等の整備及び管理に関すること。 (15) 街の緑化の推進に関すること。 (16) 花と緑のまちづくりに関すること。

		(17) 都市公園管理センターに関すること。
	下水道係	(1) 流域下水道に関すること。 (2) 関連公共下水道に関すること。 (3) 農業集落排水事業に関すること。 (4) 合併浄化槽に関すること。 (5) 上水道に関すること。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。